

平成 30 年度 横浜市立大学

「教員地域貢献活動支援事業（協働型）」の地域課題募集について

少子高齢化やグローバル化による社会構造の急激な変化などにより、地域社会においては、これまでの政策手法を超えた新たな課題が発生しており、それに対応した解決手法が求められています。このような中で、横浜市立大学は、こうした手法開発の一翼を担い、教員の研究などの専門的な知見を最大限に活用し、地域課題の解決に貢献するため、地域から地域課題を直接公募する「横浜市立大学教員地域貢献活動支援事業（以下「地域貢献事業」という。）」を平成 23 年度から実施しています。

この事業は、地域社会が抱える諸問題等を地域課題として提案していただき、課題提案者と本学の教員が協働で調査・研究・社会実験等の活動を通じて課題解決を目指すものです。平成 30 年度も次の通り、地域課題を公募いたします。

1 募集期間

第 3 次募集 : 平成 30 年 4 月 25 日(水)から 5 月 8 日(火) (17 時) まで

2 募集する地域課題

次の条件を満たす場合に事業化します。

なお、特定の技術や製品等の開発、民間企業等の特定の個人・事業者の利益を目的とするもの及び本学教員では対応できない地域課題は対象外とします。

- (1) 本学教員と課題提案者が協働で行う初めての取組であり、かつ、課題提案者が経費の一部を負担する取組
- (2) 横浜市政における重要性が高いなど、大学が必要と認めた取組

3 地域貢献事業の募集内容

(1) 応募者の条件

民間企業・団体、行政機関等

(2) 活動内容

課題提案者と本学教員の連携・協働により実施する調査・研究・社会実験等の活動

(3) 経費

活動に必要な経費は、本学と課題提案者の双方によって負担します。なお、本学の負担割合については、「3 (5) 事業負担割合」のとおりです。

(4) 対象となる経費

出張旅費、資料代、資料印刷代（報告書含む）、協力者謝金、業務委託費、事務補助者雇用財源など（原則として、本学研究費の基準を適用します。）

(5) 事業費負担割合 (課題提案者：本学)

	1年計画	2年計画	3年計画
1年目	4 : 1	3 : 2	2 : 3
2年目		4 : 1	3 : 2
3年目			4 : 1

※課題の申請にあたり、必ず事業実施期間 (何年計画か) をご記載ください。

(6) 事業費及び限度件数

事業費限度額：100万円 (単年度・1事業あたり)、本学負担上限 60万円/年

採択予定件数：10件程度 (予定)

※課題提案者が追加の負担を行った場合には、事業費限度額を超えた取組を行うこともできます。

(本学の負担上限額を超えることはできません)

(7) 財源

大学自主財源

(8) 補助期間

協定締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

※次年度以降の事業継続については、年度ごとに審査して決定しますが、原則として最大 3 年間までとします。

(9) 対象の決定

学内で審査した上で、学長が決定します。

4 地域課題の提出方法

所定の事業申請書 (様式 1) で応募してください。

事業申請書に必要な事項を記入していただき、電子メール、郵便等の方法で、

「1 募集期間」の記載期間に下記までご提出ください。

<申請書様式>

事業申請書 (word 形式) は、本学ホームページからダウンロードできます。

<http://www.yokohama-cu.ac.jp/ytog/contribution/research/contribution/>

<事業申請書の送付先・問い合わせ先>

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2

横浜市立大学 地域貢献センター 教員地域貢献活動支援事業担当宛

E-mail : chiiki@yokohama-cu.ac.jp

TEL : 045 - 787 - 2205

※ご提案いただいた内容について、確認させていただく場合があります。また、提案の採否、審査等に関するお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承ください。

5 教員の学内公募

- (1) 提案された地域課題のうち、条件を満たすテーマは全て学内に公表し、教員から事業企画（提案内容を包含してさらに発展させた事業企画、複数のテーマを統合した事業企画等を含む）を公募します（5月中旬予定）。
- (2) 応募された事業企画は、学内においてテーマの重要性、実施可能性などの視点から審査し、予算の範囲内で採択事業を決定します（6月上旬予定）。
- (3) 採択された事業企画は、本学のホームページ等で公表します（6月予定）。

6 地域貢献事業の実施

- (1) 平成30年度地域貢献事業の実施期間は、協定締結日～平成31年3月31日です。その後も事業を継続して実施する場合は、予め定めた事業実施期間を基本として、地域貢献事業開始初年度を含め、通算で原則3年目の年度末まで延長することができます。ただし、2年目以降の継続実施については、改めて課題提案者からの事業申請が必要となります。
- (2) 地域貢献事業の実施にあたっては、教員と課題提案者が対等な関係となり、綿密な連携・協働のもとに取り組むものとします。
- (3) 採択決定した地域課題については、課題提案者と協議の上、地域貢献事業に関する協定を締結させていただきます。
※地域貢献事業に伴って発生する知的財産（特許、著作権など）の扱いは、関係者で個別に協議するものとします。

7 地域貢献事業の成果の発表

- (1) 担当教員は、地域貢献事業の終了後、速やかに成果報告書を作成し、提出することとしています。
- (2) 担当教員には、地域貢献事業の成果を課題提案者に報告することを義務付けています。
- (3) 本学及び課題提案者が実施した地域貢献事業の成果については、本学のホームページ等で公表する場合があります。また、公開の発表会等で報告する場合があります。

8 教員地域貢献活動支援事業の流れ（スケジュール案）

年	月	スケジュール
H30	4月25日	課題提案募集（新規事業・申請書受付）
	5月9日	学内公募（教員からの事業計画書受付）
	5月下旬頃	学内審査
	6月上旬頃	事業決定
	6月頃	協定締結、負担金入金、事業開始
H31	3月下旬頃	事業完了
	4月未定	成果報告、精算・返還